

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

箕輪町長 白鳥 政徳

市町村名 (市町村コード)	箕輪町 (20383)
地域名 (地域内農業集落名)	南部 (木下区、中曽根区、富田区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・大規模農家、法人を中心に比較的担い手の確保は出来ているが、将来を見据え、新規就農者、新たな担い手の確保が必要
- ・農地が分散されているため、早期の集約が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、水稻、採草牧草地、果樹、野菜、そば等、作物の集約はおおよそ進んでいる。
新規就農者や担い手の確保、担い手の農地集約が課題
大規模農家、特に西部地域で営農継続が出来なくなった時の後継が懸念。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	536 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	358 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の耕作者に加え、旧人・農地プランの中心経営体、認定農業者、認定就農者を農用地の集約の対象とする。
営農継続が困難となった場合には、その地域内で新たな耕作者に担っていただく。
そのため、作物のゾーニングをして複数の担い手を集約の対象者に設定する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域にあった作物を選択し、担い手(人)への集約・集積にあわせて、作物への集約・集積を進めていく。 「担い手」と「作物」の2種類のゾーニングを目指す
(2)農地中間管理機構の活用方針 令和6年度末で農地中間管理機構へ移行するため、順次進めているが更に加速化させる。 農地中間管理機構の活用方法については、実施的に中間管理の仕組みが確立されていないため今後の課題
(3)基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化、条件不利農地の解消策として、基盤整備事業について今後検討していく。 課題としては、作物での集約を先立って検討しないと集約が進まない恐れがあるので、要検討。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 町応援団計画に基づき、将来の中心経営体の確保や新規就農者の確保を進めていく。」 また、地域に適した作物を選択し、農用地の有効活用を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 事組合法人みのわ営農へ協力をお願いし、水稻やそば等の農作業受託を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
